

陳述書

坂手 洋二

質問者 被告訴訟代理人 柳原敏夫

目 次

第1、略歴

第2、新宿梁山泊のために執筆した作品の対価・再演の扱いについて

第3、新宿梁山泊のために執筆した作品の再演の支払について

質問者の質問に答える形で、以下、陳述いたします。

第1、略歴

1、 略歴を教えてください。

私は1962年に岡山に生まれました。1984年、慶應義塾大学文学部日本文学科を卒業しました。

1983年に劇団燐光群を旗揚げ、現在まで主宰者として作・演出などに携わり、上演活動を続けています。93年に日本劇作家協会の設立に参加、2006年からは同協会の会長を務めています。

1991年、岸田國土戯曲賞、

2000年、2003年に読売演劇大賞最優秀演出家賞、

2003年に読売文学賞、紀伊国屋演劇賞、

2005年に鶴屋南北戯曲賞、朝日舞台芸術賞

を受賞しました。

第2、新宿梁山泊のために執筆した作品の対価・再演の扱いについて

1、 今、新宿梁山泊（原告）が鄭義信氏（被告）を裁判で訴えており、その中で、原告はこう主張しています。「原告は、被告以外の作家には作品ができたときに作成料を払うだけで、再演に際しては再演予定を連絡するだけで上演料を払わないのを原則としている。」（原告準備書面(1)12頁）。これについて、順番に質問します。

まず、坂手さんはこれまでに、新宿梁山泊のために作品（戯曲）を執筆したことがありますか（それはいつ、何という作品でしょうか）。

1999年の『東京アパッチ族』がそうです。

(新宿梁山泊 HP の「新宿梁山泊の軌跡」(<http://www5a.biglobe.ne.jp/~s-ryo/past/kiseki.html> 参照)。

2、 その作品執筆で、作品が完成したときに新宿梁山泊から「作成料」の支払を受けましたか。

支払は受けましたが、「作成料」という名目は記憶していません。

3、 そのときの支払は作品のどういう利用に対する対価という意味でしょうか？

「脚本料」ということだったと記憶しています。坂手洋二が書いた脚本『東京アパッチ族』をこの年に初演することに対する対価と理解しています。

4、 作品完成時に支払があれば、それによって、以後、新宿梁山泊は再演料を払わずに再演できることになるのでしょうか。

ならないと思います。

5、 作品完成時に支払があれば、それによって、以後、新宿梁山泊は再演予定を連絡するだけで再演できることになるのでしょうか。

ならないと思います。

6、 そのほか、上記の新宿梁山泊(原告)の主張を読み、感じたことがあればお聞かせ下さい。

このような一方的な主張を「原則」ということじたいが理解に苦しみますし、内容的にもありえないことと思います。

第3、新宿梁山泊のために執筆した作品の再演の支払について

1、 同じ裁判で、新宿梁山泊(原告)はこうも主張しています。「再演に

際して金銭を作家に交付することがあるが、それは再演に対する上演料ではない。当該作者の作品上演において収益があったときには「謝礼」として交付しているものである。」(原告準備書面(2)2頁)。これについて、順番に質問します。

まず、坂手さんの作品が新宿梁山泊で再演されたとき、金銭が支払われたことがありましたか。

再演がありませんでしたので、ありません。

2、新宿梁山泊は「再演における金銭の支払は、当該作者の作品上演において収益があったときに支払う、あくまで『謝礼』であって、再演に対する上演料ではない(なぜなら、再演も含めたすべての上演の料金は最初の段階で支払済みだから)」と主張していますが、これをどのように評価しますか。

理解に苦しみます。

3 どうしてそのように思われるのですか。

作品の提供は、仕事として行うことであって、「謝礼」という言い方はなじまない、
再演のさいに上演料が派生しないということはある得ない、
収益の有無に関わらず、支払いは行われなければならない、
からです。

4、そのほか、上記の新宿梁山泊(原告)の主張を読み、感じたことがあればお聞かせ下さい。

著作権、上演権について、正しく学んでいただきたいと思います。

以上、陳述いたします。

2007 年 12 月 7 日

坂手 洋二 

東京地方裁判所民事第 40 部 殿